

お知らせ

諸規約・諸規程 一部改訂のお知らせ

総務委員会

2021年度第7回理事会(2022年3月27日開催)および2022年度第1回理事会(2022年4月30日開催)にて、以下のとおり諸規約・諸規程が一部改訂となりましたのでご案内します。なお、現在施行されている諸規約・諸規程の全文は、ホームページの[\[学会について\]⇒\[定款および諸規約・諸規程\]](#)からご覧いただけます。

■ Instructions for authors of Radiological Physics and Technology (2022年3月27日改訂)

改訂箇所の概要は下記の通り。

- 1) Springer 標準の執筆要領の最大利用と RPT 独自部分の分離
- 2) 別紙の全著者署名と COI フォームの廃止(記事内の申告は従来通り)
- 3) 記事種別 Clinical Techniques の名称と定義の変更と Special Reports の追加
- 4) 編集手順の説明を実態に合わせて修正
- 5) 初期推敲(査読前の英文校閲)の削除
- 6) 著者要望、フィードバック、異議申し立ての機会提供
- 7) 投稿時の Novel Scientific Points 申告の説明追加
- 8) プレプリント(論文投稿前の自主公開)許諾の明記

■総会運営規程

改訂後(2022年4月16日施行)	改訂前
<p>第4条(総会運営の業務) 総務委員会は第3条に基づき次の業務を行うものとする。</p> <p>(1)総会の開催方法についての確認 (2)総会の司会、進行についての事前確認 ※以下、項繰り下げ</p>	<p>第4条(総会運営の業務) 総務委員会は第3条に基づき次の業務を行うものとする。</p> <p>(1)総会の司会、進行についての事前確認</p>

■選挙管理規程

改訂後(2022年4月16日施行)	改訂前
<p>第5条(委員の任期) 委員の任期は理事会承認後、次年度4月の定時総会終了までとする。ただし、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。</p>	<p>第5条(委員の任期) 委員の任期は理事会承認後、次年度の定時総会終了までとする。ただし、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。</p>

■役員選出規程

改訂後(2022年4月16日施行)	改訂前
<p>第7条(選出および選任手順) (7)定款第15条に基づく総会において役員の選任を行う。</p>	<p>第7条(選出および選任手順) (7)総会において役員の選任を行う。</p>

<p>第8条(役員の任期)</p> <p>理事・監事の任期は2年とする。</p> <p>2. 理事・監事の任期は、選任後に開催される定時総会後から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとする。</p> <p>3. 監事・理事は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。</p>	<p>第8条(役員の任期)</p> <p>理事の任期2年、監事の任期4年とする。</p> <p>2. 理事の任期は、選任後2年以内に行われる最終の定時総会終了時までとする。</p> <p>3. 監事の任期は、選任後4年以内に行われる最終の定時総会終了時までとする。</p> <p>4. 監事・理事は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。</p>
---	---

■代表理事選定規程

改訂後(2022年4月16日施行)	改訂前
<p>第2条(適用範囲)</p> <p>この規程は定款に定めるもののほか、代表理事の選定にかかる選出および選任方法の必要事項について適用する。</p>	<p>第2条(適用範囲)</p> <p>この規程は定款に定めるもののほか、代表理事選定方法などの必要事項について適用する。</p>
<p>第3条(選出時期)</p> <p>代表理事の選出は、総会において新たに理事が選任されたときに行う。</p> <p>※以下、項削除</p>	<p>第3条(選定時期)</p> <p>代表理事の選定について以下のいずれかに該当するときに行う。</p> <p>(1) 総会において新たに理事が承認された後、初回の理事会を開催するとき。</p> <p>(2) 代表理事に事故があり、定款第27条第3項の代表理事があらかじめ指名した業務執行理事がその業務に係る職務を代行する理事会において、現在の代表理事を解任して新たな代表理事を選定すると決したとき。</p> <p>(3) 代表理事が理事を解任されたとき。</p> <p>(4) 代表理事が欠けたとき。</p> <p>(5) 代表理事が定款第9条の除名および定款第10条(1)および(2)に該当して会員資格を喪失したとき。</p>
<p>第4条(候補者)</p> <p>次期代表理事の候補者を選出するため、役員候補者選任総会が開催された後に、次期代表理事候補者選出会議を開催する。</p> <p>2. 次期代表理事の候補者は、定款第26条2および第36条(3)より次期理事候補者に選任された者の自薦とする。</p> <p>3. 次期代表理事の候補者に立候補する者は、次期代表理事候補者選出会議において所信表明を行う。ただし、立候補者が複数いる場合は抽選結果順に行う。</p>	<p>第4条(候補者)</p> <p>※記載なし</p> <p>代表理事の候補者は、定款第26条2および第36条(3)より理事の自薦とする。</p> <p>2. 代表理事の候補者は、前項において召集された代表理事を選定する理事会において口頭で所信表明を行う。ただし、候補者が複数いる場合はくじ引きにて抽選結果順に行う。</p>
<p>第5条(選出方法)</p> <p>次期代表理事候補者が1名の場合は、信任採決を行う。</p> <p>2. 立候補者が複数の場合は、次期代表理事候補者を選出するための選挙を行う。</p> <p>3. 前項により定められた選挙を次期代表理事候補者選出選挙とし、この会議に出席した役員候補者選任総会において選任された次期理事候補者により議決される。</p> <p>4. 選挙における事務作業は、事務局員2名が担務する。</p>	<p>第5条(選定方法)</p> <p>候補者が1名の場合は、信任採決を行う。</p> <p>2. 候補者が複数の場合は、代表理事を選定するための選挙を行う。</p> <p>※以下、項なし</p>
<p>※条削除</p>	<p>第6条(選挙)</p> <p>選挙は、理事会に出席した理事により議決される。</p> <p>2. 選挙における事務作業は、事務局員2名が担務する。</p>

<p>第6条(議長) <u>次期代表理事候補者選出会議</u>のための議長は、<u>役員候補者選任総会</u>において選任された次期監事候補者が指名する。</p> <p>2. 議長は、固有票を有しない。 3. 議長は、議長裁決権を有する。</p>	<p>第7条(選定議長) <u>選挙</u>のための議長を選定議長とし、監事が指名する。</p> <p>2. 選定議長は、公正に代表理事を選定することに努める。 3. 選定議長は、固有票を有しない。 4. 選定議長は、議長裁決権を有する。</p>
<p>第7条(投票・開票) 議長のもと、<u>次期理事候補者</u>による単記無記名投票を行う。</p> <p>2. 開票作業は、<u>次期監事候補者立会い</u>のもとで事務局員が行い集計結果を議長に報告する。</p> <p>3. 得票数が有効投票数の過半数を超える立候補者を次期代表理事候補者とする。ただし、3名以上の立候補者があり過半数を超える得票数を得た立候補者がいない場合、上位2名による決戦投票を行う。さらに、第2位の立候補者が複数名の場合には、先に第2位の候補を1名に絞るための投票を行う。</p> <p>4. 得票数が同数となった場合は第7条第3項に關わらず、議長の決するところとする。</p> <p>5. 議長は、開票結果を<u>次期理事候補者</u>に報告する。</p>	<p>第8条(投票・開票) 選定議長のもと、理事による単記無記名投票を行う。</p> <p>2. 開票作業は、監事立会いのもとで事務局員が行い集計結果を選定議長に報告する。</p> <p>3. 得票数が有効投票数の過半数を超える候補者を代表理事とする。ただし、3名以上の候補者があり過半数を超える得票数を得た候補者がいない場合、上位2名による決戦投票を行う。さらに、第2位の候補者が複数名の場合には、先に第2位の候補を1名に絞るための投票を行う。</p> <p>4. 得票数が同数となった場合は第7条第3項に關わらず、選定議長の決するところとする。</p> <p>5. 選定議長は、開票結果を理事会に報告する。</p>
<p>第8条(選任時期) <u>次期代表理事候補者</u>は定時総会後に開催される理事会にて代表理事として選任される。</p>	※条なし

■倫理規程

改訂後(2022年4月30日施行)	改訂前
<p>第1条(目的) この規程は、定款第4条に定める事業について、本学会の会員が行う学術研究および学会活動の諸行為についての倫理について、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年6月30日施行)に、<u>その他の該当する法令・指針に従い、その適正を期すること</u>、ならびに会員に適用される行動規範を示すことを目的とする。</p>	<p>第1条(目的) この規程は、定款第4条に定める事業について、本学会の会員が行う学術研究および学会活動の諸行為についての倫理について、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年6月30日施行)に準拠し、<u>その適正を期すること</u>、ならびに会員に適用される行動規範を示すことを目的とする。</p>
<p>第4条(会員としての自覚と責任)</p> <p>2. 会員は、人を対象とする生命科学・医学系研究等を計画・実行する場合に、<u>適用される規則に従い、事前に倫理審査委員会の承認および研究機関の長の許可を得る等、適用される規則に従って実施しなければならない。</u></p>	<p>第4条(会員としての自覚と責任)</p> <p>2. 会員は、人を対象とする生命科学・医学系研究等を計画・実行する場合に、事前に<u>会員の所属する施設</u>の倫理審査委員会、またはそれと同等の役割を持つ責任者<u>あるいは施設長から、倫理に関する承認を受けなければならない。</u></p>
<p>第5条(研究者としての責務)</p> <p>3. 研究者は、(…略)。なお、許容範囲などについては、臨床研究法・各倫理指針などに基づく各施設などにおける倫理審査委員会で判断するものとするが、この判断が学会の観点から問題があると考えられる場合には、本学会の手順に基づき審査を行い、その審査結果が優先される場合がある。</p>	<p>第5条(研究者としての責務)</p> <p>3. 研究者は、(…略)。なお、許容範囲などについては、臨床研究法・各倫理指針などに基づく各施設などにおける倫理審査委員会などで判断するものとするが、この判断が学会の観点から問題があると考えられる場合には、本学会の手順に基づき審査を行い、その審査結果が優先される場合がある。</p>